

九州大学 学生員 ○田代 敏大

正会員 坂本 紘二

1. はじめに

1976年の水害を契機として、輪中地帯における被害の構造を検討している。前回では安八・墨保の旧輪中集落の展開について報告したが、本稿ではこれらの集落と家屋の立地性について論述したい。

一般的には、家屋・集落の立地過程は、立地選択に当たっての可能な物理的・社会的条件の中での価値選択の過程を表わすと考えられるが、当地域の古くからの集落においては、洪水との関係——それは、列の側面では人と人との関係として現われる——が具現するのではないかと予想される。古来より洪水に対しての宅地の安全性は比較的明示的であったと思われるので、ここでは鉛直高の面からの家屋の立地性をとりあげてみる。つまり、家屋の床面を生活基面と考えれば、それにより、各家屋・集落間の差異と比較が検討できるであろう。

2. 本集落と分集落

先に、対象地域の集落において、本集落→分集落の関係が認められる善光(A)→外善光(B)、五和野(F)→板屋島(G)、北ヶ瀬(C)→秋の戸(D)・青刈(E)について、分立時には高台地盤への立地性を示していることを示唆したが、このことは、現在の床面高の比較によっても確認される(図-1)、(表-1)。

善光(A)→外善光(B)の関係は明瞭である。この関係は76年水害時に、教戸を除きほとんど浸水した五和野(F)と全く浸水をみなかった板屋島(G)についても明瞭であろう。北ヶ瀬本集落(C)とその分集落(D)・(E)の関係も、長い間堤外立地を年儀はくされてきた本集落の状態に照応するものと考えられる。秋の戸(D)においては明瞭に2グループに分れているが、(a)グループ中の旧結輪中堤内に立地している教戸の方が、かつまの中心をなしていたと考えられ、旧堤表立地の(b)グループはその「本家」的なものからの分家が多数と思われる⁴⁾。

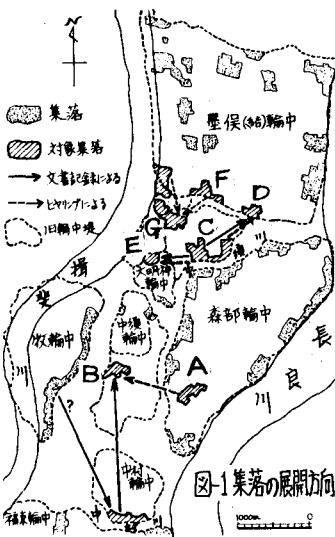


図-1 集落の展開方向

表-1の注

(), 明治22-24年地籍図ヒヤリングより、当時存在した家屋に盛土高を加えたもの。

床面高(m)	A 善光	B 外善光	床面高(m)	C 北ヶ瀬	D 秋の戸	E 青刈
5.0	2	1	6.4	1	4	1
5.2	3		6.6	3	1	
5.4	2		6.8	1	1	
5.6	6		7.0	3	2	
5.8			7.2	4		
6.0	1		7.4			
6.2	1		7.6	7(3)		
6.4		1	7.8	5(2)		1
6.6		2	8.0	5(2)	3	
6.8			8.2	5(2)	5	
7.0	1		8.4	4(2)	4	2(1)
7.2		1(1)	8.6	4(5)		2(2)
7.4	2(1)		8.8	5(5)		2(3)
7.6	1		9.0	1(2)	1	1
7.8	1		9.2	(4)		2(1)
8.0	5(1)		9.4	(2)		(1)
8.2	5(4)		9.6	2(3)		(1)
8.4	8(3)		9.8	1(1)		
8.6	1(1)		10.0	(1)		
8.8	3(2)					(1)
9.0	1(3)		計	47(34)	23(10)	10(10)
9.2						
9.4		(1)				
計	15(10)	32(17)				

表-1 集落の家屋床面高分布 (T.P)

3. 本家と分家

対象集落の発祥は古く、特に本集落は近世以前であり、分集落も一概にいえないが、新しいものでも明治期までには基本的な形態を整えていたと思われる。これらの家屋は、明治24年(1892)の濃尾地震と同29年の大水害によって壊滅的な被害を受け、それ以前の家屋で現存しているものはほとんど無いと言ってよい。そこで、立地過程としては、家屋そのものではなく、本家・分家の宅地占取の順序を考えるのが妥当であろう。図-2(i)・(ii)に、本家・分家の関係が明らかにできた例を示す。

これに現地での地勢・盛土高等を考慮すると、一般的に本家から分

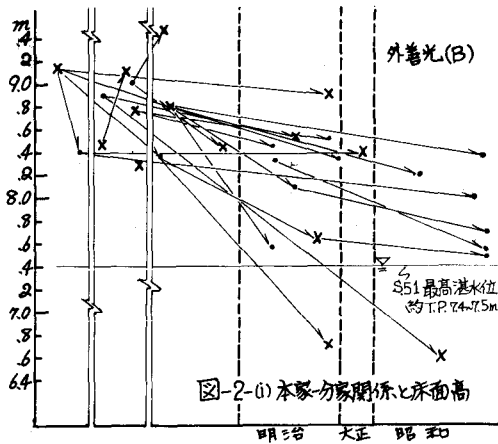


図-2-(i) 本家・分家関係と床面高

図-2-(i)の注 [S54-8, S55-3調査; M22-24地籍図とヒヤングによる]

- ・印：盛土を削らない家屋の床面高。
 - ×印：建替時に削った盛土高を加算した床面高。
- 宅地の占取時期は必ずしも明確ではない。明治以前宅地占取の床面高は、濃尾地震前後のそれを示すことになる。

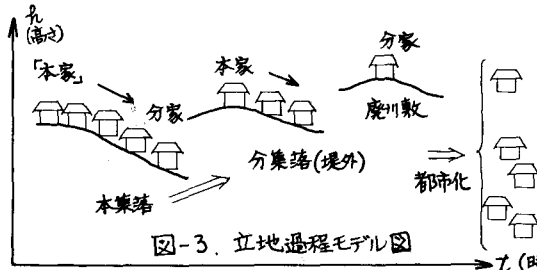


図-3. 立地過程モデル図

分集落へはその間の土砂堆積等によって相対的に高位な地盤への立地傾向があり、その分集落においては、またそこでの「本家」的なものから高位部を占めていたのではないかと推論される。つまり、(注-2)も含めて、一言でいえば、〈分立可能な条件の下において宅地選定に際しては、その時の可能な限りでの高位部への立地が行われた〉という《法則性》が価値選定の根拠にあったことがうかがわれる(図-3)。この可能な条件としては、分家にしろ分集落にしろ、その成立には新田開発等の農業生産力の増大とそれを維持してゆけるような物質的・社会的基礎が必要であること、また宅地選択の自由度が高いこと——例えば、現在ほど土地の私的所有に拘束されないことの必要等が挙げられよう。

5. おわりに

立地過程におけるこの《法則性》はやがて崩れてゆくことになるが、基本的には、この無秩序性にこそ現在の性格が表われていることの重要性を強調しておきたい。当地域における輪中は、明治32年頃の諸派川締切を一つの契機として、それ以降、輪中堤・宅地の盛土の切下げ等の外形的(物理的)変貌を重ねてゆくが、次回からはこの輪中の解体過程について報告する予定である。

注-1) 3) 輪中集落の展開について——輪中における水防と地域形態の歴史的考察(その2)——土木学会西部支部研究発表会講演集、1990年2月。

注-2) ただし、輪中地域全盤に亘って分集落が本集落より高位部であると主張するものではない。五六輪中では、高位部の本集落より、堤内の低湿地を開発して、そこでの自然堤防上に分集落を形成している(中部地建計画工事業所「環境(1)外一五六輪中の開発過程」, 1991)。当地域においても、確かなことは分らないが、中村は牧からの「出郷」との古記録がある(「牧村史」, 1955)。結局、堤外立地であつても、その地における土砂の堆積状況と築堤できるための社会状況との相対的な関係で決まるものであろう。

注-4) 明治改修による廃川敷に立地する例は、牧・中村にも認められる。

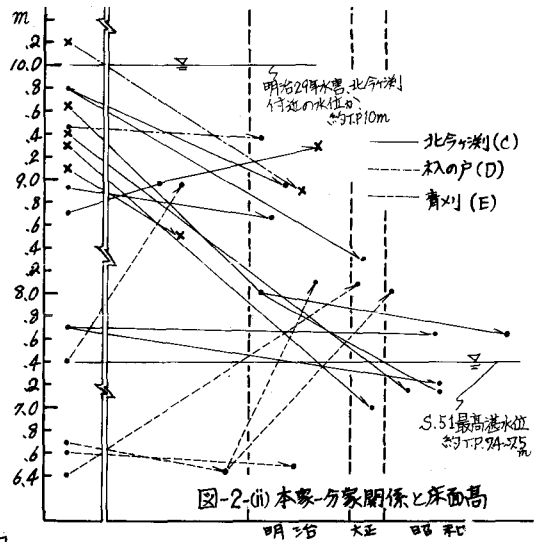


図-2-(ii) 本家・分家関係と床面高

家への下降傾向は確かである。八の戸(D)においては、前記旧堤内側の本家から堤外側の高位置に分家している。

4. まとめ

ここで、以上の家屋立地を図式的に言えば、一つの集落内においては優先順位として、「本家」的なものが高位部を占めており、順次「分家」は低位部方向に立地することになり、その本集落から堤外の